

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

喬木村長

市町村名 (市町村コード)	喬木村 (4153)
地域名 (地域内農業集落名)	氏乗 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

山間地を流れ峡谷を形成した小川川の流域と一段高い台地部分に狭小な農地が広がる地域。農地利用アンケートでは後継者がいない世帯が73%で担い手不足が顕著であるため後継者の確保、育成が急務の課題として挙げられる。また、イノシシや鹿などの鳥獣害被害が頻発しており、防護柵で囲っても防ぎきれないことも多く農家のやる気が失せてしまっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心に、施設園芸(ダリア)、野菜、ブルーベリー、サクランボ、粟、飼料作物など多品種少量生産をおこなっている。高齢化に伴い農作業の効率化、省力化する農法を検討していく。高付加価値化、資材コスト低減の観点から有機、減農薬農法の導入に向け土壌診断を進める

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業農用地区域内の農地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
個々が農地を維持することを基本に考え、その方法として中間管理機構の活用や新規就農者への土地あっせん農地集約化等を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
中間管理機構を活用していく
(3) 基盤整備事業への取組方針
ない
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域外の経営体や新規就農者の受け入れを行い、農地の保全に努める。後継者の確保、育成に向けて検討を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がいないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で積極的に活用をする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策を充実するため地域内で新たな捕獲人材を募集、防護柵の整備を進める
 ②土壌診断を受け適正肥料の推進のため技術的支援を専門機関より受ける取組をすすめる
 ⑦荒廃農地とならないよう地域住民によってお互いの農地を気にかける。
 ⑩農産物直売所「田舎道」、ブルーベリー観光、栗拾い観光を活用し、地域の活性化へつなげる。農業を気軽行ってもらえるように近隣の一般家庭向けに農地の斡旋を呼びかけ農業指導を地元住民で行う仕組みを検討していく